

議案第 59 号

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>3 万 2 3 0 人</u> とする。 4 1 日最大給水量は、 <u>1 万 4, 2 0 0 立方メートル</u> とする。	(経営の基本) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>3 万 4, 3 9 0 人</u> とする。 4 1 日最大給水量は、 <u>1 万 6, 7 3 0 立方メートル</u> とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

上水道の給水区域を拡張することに伴い、所要の改正を行うため。

